

母子家庭緊急援護事業

10月1日より実施

母子家庭緊急援護事業が10月1日より実施されます。これは、母の一時的な疾病のため日常生活を営むのに支障のある母子家庭に対し、介護人を派遣して無料で必要な介護や乳幼児の保育を行うものです。

派遣対象家庭の条件は、家族構成のうち乳幼児が含まれていることが原則。ただし、乳幼児のほかに義務教育終了後の児童または母子世帯の母以外の成人が含まれている場合は除かれます。このような対象家庭であって、その母の一時的な(1日ないし数日)疾病のため日常生活を営むのに支障があり、かつ介護を行う者を得ること

児童扶養・特別児童扶養手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給される資格や手当の額が10月1日から改善されることになりました。

■児童扶養手当とは……父のいない家庭の児童または父が身体障害者(国民年金法別表1級または2級に相当)や長期療養中で義務教育終了前の児童を母または母にかわって監護している人に支給されます。また、義務教育終了後満20歳に達するまでの児童で障害が1

の困難な低所得者とします。なおこれには所得制限があります。介護の内容は次の通りです。

- 乳幼児の保育
- 食事の世話
- 住居の掃除
- 身の廻りの世話
- 生活必需品などの買物
- 医療機関などとの連絡
- その他必要な業務

福祉事務所社会係では、各地区の母子家庭の名簿のなかから対象家庭については一応県に登録してありますが、なお該当家庭の方は申出てください。また、介護人が必要になった場合はただちに申出てください。地区の民生委員さん、母子相談員さんもよろしくお願ひします。

級~2級程度であって支給要件に備っており、監護している人に支給されます。

■特別児童扶養手当とは……身体または精神に重度の障害あるいは身体と精神の合併症のある満20歳までの児童を日常生活において、常時監護する家庭の人に支給されますが、母子福祉年金、老令福祉年金、障害福祉年金、以外の公的年金を受給されている人は支給されません。(児童扶養手当も同じ)

支給要件の拡大

支給要件	50年10月以前	50年10月1日から
国民年金法別表1級(重度)又は2級(中度)に相当する児童	児童の国籍は日本国籍であること	児童の国籍は問わない
児童は障害者(児童扶養手当法による)	児童は障害者(児童扶養手当法による)	児童は障害者(児童扶養手当法による)

手当の月額

区分	現行	改正後
児童1人の場合	9,800円	15,600円
児童2人の場合	10,600円	16,400円
児童3人以上の場合	400円	400円
特別児童扶養手当	11,300円	18,000円
特別児童扶養手当	-	12,000円

所得制限の限度額

所得制限の限度額	令和5年		令和6年	
	収入額	基準額	収入額	基準額
1	2,376,000	1,632,500	7,536,881	6,049,300
2	2,670,000	1,852,500	7,813,763	6,306,800
3	2,964,000	2,072,500	8,090,645	6,526,800
4	3,258,000	2,292,500	8,367,527	6,746,800

10月改正により該当される人、また、現に受給資格があるのに受給されていない人は、必ず10月中に申請手続きをしてください。くわしいことについてのおたずねは福祉事務所社会係まで。

みんなで気をつけよう

子供とお年寄りの交通安全

高知県下では交通事故が幾分減っていますが、南国管内では発生件数・負傷者とも昨年とほぼ同じ状態です。特に死者は八月末で五人となり、昨年一年間の死者と同数になりました。

子供とお年寄りの交通安全のため

- ▼幼児のひとり歩きや、子供の路上での遊びはやめましょう。
- ▼道路の横断するときは、左右の安全を確かめましょう。
- ▼お年寄りの外出にはできるだけ付添ってあげましょう。
- ▼お年寄りの夜間外出には、黒や茶色の衣類は避け、夜も見やすい上着を着ましょう。
- ▼夜間の道路の横断は、とくに左右の安全を確かめましょう。

南国警察署

山崎喜一(下末松) 山崎豊憲(東崎)

安全をたしかめ手をあげてわたりましょう。

▼信号を守りましょう。

▼お年寄りの外出にはできるだけ付添ってあげましょう。

▼お年寄りの夜間外出には、黒や茶色の衣類は避け、夜も見やすい上着を着ましょう。

▼夜間の道路の横断は、とくに左右の安全を確かめましょう。

▼道路の横断するときは、左右の安全を確かめましょう。

許可が必要で、治療室にはそれぞれ別の免許を掲示しています。施術所を離れて施術するときは、相談行政相談の利用を

相談 行政相談の利用を

ことし10月12日から行政相談期間が始まります。行政相談期間にはとくに、県下各市町村で行政相談員が中心となって行政相談所を開設いたします。南国市では、十月二

十日午前九時半より午後四時までを一日行政相談日と定め、市総合福祉センターで行ないますので、この機会をご利用ください。

県発行の携帯免許証(または換発申請書)とバッジを着用しています。高知県医師会

簡易積立金の効用

市でも市営住宅に

郵便局の簡易保険は大正五年に始めてから、国営の保険として親しまれ、信頼されながら今では契約高も二十五兆円という巨大な事業に成長してきています。



た、公共の利益となるような施設の建設資金として、その地方の簡易保険の加入状況に応じて融資されていきます。

私たちのまちにも、四十九年度の市営住宅建設事業(前浜・土橋・舟入・第二中央)に一億三千五百五十万円など一億五千七百七十万円が融資され、明るい郷土づくりのため、多額の資金が還元されています。

請求 二級障害者年金の請求

障害者年金の支給は、従来国民年金法に定める「二級」という非常に重度の障害に限られていたが、昨年の四月以降は同法に定める「二級」障害の場合も支給対象となっており、「二級」に該当する人は月額一万二千円支給されています。たとえば、つぎの人で「二級」に該当すると思われる人は、年金係に請求してください。

手当 福祉手当の所得制限は

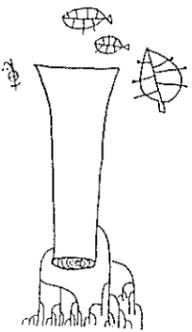
九月十五日号でお知らせしました福祉手当の所得制限基準額は次の通りです。

障害者本人	扶養義務者等
0人	円
1人	円
2人	円
3人	円
4人	円
5人	円

前年の所得がこれら定められた額以上の場合是一年間支給が停止されます。ただし、所得税法に定める老人扶養親族がいる場合は、一人につき三万七千五百円が加算されます。

申請手続きは申請者(障害者本人)(児童は保護者)の印かんを持って十月中に必ず福祉事務所社会係まで申請してください。

また、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの治療を行うには免



中央高齢者教室

中央高齢者教室が10月14日(火)10時から3時まで市役所大会議室で開かれます。

今回は、午前中に竹永一雄氏(高知地方気象台長)の講演「気象について、午後竹内光衛氏(県業務課長)の講演「高知県の薬用植物と漢方薬について」を予定しています。さそいあってご参加ください。

また、今後の日程など教室についてのおたずねは社会教育課までお問い合わせください。

社会教育課